

地域の底力再生事業助成実施要綱

平成 19 年 4 月 23 日
19 生都管法第 7 5 号

(目的)

第 1 この要綱は、地域住民が多様な主体と連携して実施する地域の公共・公益的な課題解決のための先駆的な取組みに対し、都が助成金を交付することにより、地域力の向上を図り、地域の課題解決に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において「地縁団体」とは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体をいう。

2 この要綱において「連合組織」とは、都内に所在する地縁団体が複数で構成する組織とし、次の各号に掲げる組織をいう。

- (1) 区市町村の範囲を越えた地縁団体の連合組織
- (2) 区市町村を単位とする地縁団体の連合組織
- (3) 区市町村内の一部地域を単位とする連合組織

(助成事業)

第 3 助成の対象とする事業（以下「助成事業」という。）は、都内において実施される地域の課題解決のための先駆的な事業とし、次に掲げる対象事業とする。

対象事業	事業内容
1 他団体との協働事業	地域の課題解決のため、他の団体との協働により実施する事業であり、地域力向上に寄与する先駆的な事業
2 地域の新たな課題へのチャレンジ事業	地域における新たな課題の解決のため、新規に実施するチャレンジ・提案型事業

(助成事業者)

第 4 助成の対象とする事業者は、連合組織とする。ただし、地域内に連合組織が存在しない場合や、連合組織による申請がない場合等特別な事情があるときには単一の町会・自治会（以下「単一町会」という。）も助成事業の対象とする。

(公募)

第 5 助成事業は公募するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合についてはこの限りでない。

2 助成事業の公募は、年 2 回実施することとし、公募について必要な事項は別に定める。

(助成金の額)

第 6 この事業における助成金の総額は、当該年度の事業予算の範囲内で定める。

2 助成金の額は、助成の対象とする事業費の全額とする。助成の対象とする事業費の費目、助成金の限度額その他助成金の算定に必要な事項は別に定める。

(助成審査委員会)

第 7 知事は、助成事業を審査するため、地域の底力再生事業助成審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の設置及び運営について必要な事項は別に定める。

(助成の決定)

第 8 知事は、第 7 に定める審査委員会の審査結果を踏まえ、助成事業を決定する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、審査委員会の審議を経ることなく助成事業を決定することができる。この場合において、知事は、事後に審査委員会に報告するものとする。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、この助成に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 23 日から施行する。